

別表1 (第4条関係)

	区分	費目	内 訳
補助対象経費	出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料(注)等
	舞台・会場・設営費等	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
		作品借料	作品借料、作品保険料等
		上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
		会場費	会場使用料(付帯設備費を含む)(注)、会場設営費、会場撤去費等
		運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
	賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
		旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
		報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、等
	雑役務費・消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等
		消耗品費	消耗品費
		通信費	通信費、郵送料
		会議費	会議費
	委託費	委託費	委託費
	補助対象外経費	事務職員給与、事務所維持費(生活雑費、医薬品、光熱水費、電話代等を含む。)、事務機器・事務用品等の購入・借用費、航空・列車・船舶運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金等)、ビザ取得経費、印紙代、振込手数料、交際費・接待費、手土産代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、飲食に係る経費(食材費も含む。ただし、会議の際提供するお茶代は可)、施設整備費、備品等購入費 等 ※これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。	

- (注) 1. 補助対象事業における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費については、補助対象経費の企画制作料に計上できます。
2. 地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない場合は、補助対象経費の会場使用料に計上できます。